

与那城地域・石川地域の特定用途制限地域の指定について

- 都市計画法の規定に基づく用途地域が指定されていない与那城地域の“用途白地地域”において、良好な環境に支障を与える（又は、与える恐れのある）建築物等の用途を制限する『特定用途制限地域』を指定しました。
- 石川地域の沖縄自動車道より西側の農用地では、もともと農用地の指定がない、または農用地が除外されたことにより規制がない区域がみられるため、「農業保全地区」を指定しました。
- すでに指定している石川・具志川・勝連地域において、他の都市計画と整合を図るための修正を実施しました。修正の詳細は都市計画課または市ホームページでご確認ください。
- 制限の対象となる建物の用途は、次の表のとおりです。

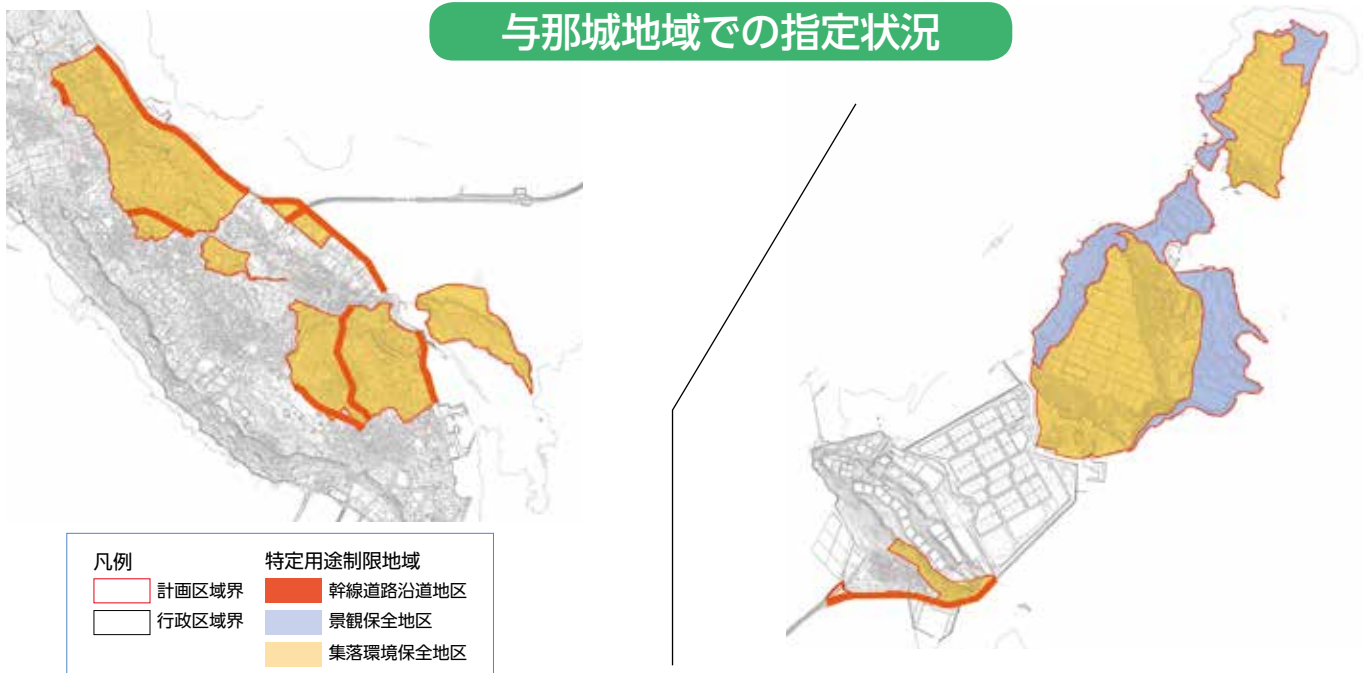
○建てられる ×建てられない

建物の用途	農業保全地区	景観保全地区	幹線道路沿道地区	集落環境保全地区
●遊戯施設 ●風俗営業施設 ●環境悪化・危険性がやや多い工場 ●危険物貯蔵・処理量はやや多い施設 ●産業廃棄物処理施設等	×	×	×	×
●※一定規模以上の畜舎	○	×	×	×
●大規模店舗（延面積 3,000㎡を超え 10,000㎡以下） ●スポーツ遊戯施設（ゴルフ練習場等） ●環境悪化・危険性が少ない工場 ●危険物貯蔵・処理量が少ない施設	○	○	○	×

※一定規模以上の畜舎とは

豚舎（豚の飼養の用に供する畜舎）	延べ面積が100㎡を超えるもの又は豚房の床面積の合計が50㎡以上のもの
牛舎（牛の飼養の用に供する畜舎）	延べ面積が300㎡を超えるもの又は牛房の床面積の合計が200㎡以上のもの
その他の動物の飼養の用に供する畜舎	延べ面積が100㎡を超えるもの

与那城地域での指定状況



※石川地域の指定状況及び制限内容の詳細は、都市計画課または市ホームページでご確認ください。

【お問い合わせ】都市計画課 計画係（石川庁舎2階） ☎965-5620